

令和3年度各部定期監査の結果に関する報告（後期）

第1 監査の概要

目黒区監査委員監査基準に準拠して行った監査の内容は以下のとおりである。

1 監査の種類

各部定期監査

2 監査実施期間（健康推進部、保健所）

令和3年9月1日（水）から令和3年11月30日（火）まで

3 監査の対象

令和2年度の財務に関する事務の執行状況等

4 監査対象部局及び日程

別添「令和3年度各部定期監査日程表」のとおり

5 監査の実施内容及び着眼点

各部定期監査は、令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定に基づき、適正かつ効果的に行われているか、経済性、効率性、有効性は確保されているか等について、以下の各項目を着眼点として実施した。

- (1) 収入の確保が適正に行われているか。
- (2) 予算が適正かつ効率的・効果的に執行されているか。
- (3) 契約の締結及び履行の確認が適正に行われているか。
- (4) 事務事業の執行が計画的かつ合理的に行われているか。
- (5) 財産の管理が適正に行われているか。
- (6) 従前の指摘事項が是正されているか。

6 監査の方法

書類調査及び説明聴取の方法により実施した。

第2 監査の結果

1 指摘事項

監査の結果、次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。

なお、軽微な事項は口頭で注意した。

(1) 服務事務における事務処理を誤っていたもの

軽微な事項は口頭で注意したため、指摘事項はなし。

(2) 給与事務における事務処理を誤っていたもの

軽微な事項は口頭で注意したため、指摘事項はなし。

(3) 会計事務における事務処理を誤っていたもの

軽微な事項は口頭で注意したため、指摘事項はなし。

(4) 契約事務における事務処理を誤っていたもの

ア 複数の契約事務において、見積徴取を1者とする理由が適切でなかった。

(生活衛生課)

イ 複数の契約事務において、見積書や納品書が保存されていないものがあった。

(碑文谷保健センター)

(5) 事案決定に基づく事務処理を誤っていたもの

助成金の交付決定者は、目黒区事案決定手続規程により金額に応じて区長から課長まで定められているが、助成金の金額にかかわらず交付が課長により決定されていた。

(健康推進課)

2 意見・要望事項

健康推進部に対して行った監査において、改善に向けて検討を要すると思われる事項等も見られたので、以下のとおり意見・要望を述べる。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

2年2月に区内で感染者が発生して以来、感染者数増減の波が何度も続いている新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）対策においては、その波ごとに異なる特徴が見られ、健康推進部内はもとより都からの応援者も受け入れ、全庁調整による応援体制の構築等がされる中で、新たな取組を短期間に決め、感染者の生命を守る実践が行われてきた。

感染症に係る諸状況が変わる中で、国や都から示される方針等への対応において判断が難しい局面もあったと思われる。例えば、コロナのワクチン接種については、当初の方針に基づき区が集団接種の検討や準備を進める中で、国から、当時はまだ明確でなかった個別接種との併用を含む事例が先進的取組の一例として急きょ提示

されることなどもあった。その中で、何を優先して取り組むことが効果的かという観点で判断されていた。接種予約においてスマートフォンの普及に着目しコミュニケーションアプリLINE（ライン）を活用したこと、区報の特集記事や動画配信によりその操作方法を分かりやすく示したこと、かかりつけの診療所等での個別接種の拡大、集団接種会場における残余ワクチンを無駄にしないためのワクチン登録バンクなど、判断が難しい状況の中にあっても、順次、取組を具体化した。その中で、接種率の高さやその具体策に着目した報道記事も見られた。こうして日々努力を重ねてきたこれまでの経験を、さらに次につなげていていただきたい。

今後も、状況変化に伴う新たな課題が生じることも想定されるが、今般の取組において検討を重ねる中で得られた、地域の様々な医療関係者等の意思を発展的に具体化できるように努められたい。

（健康推進課、感染症対策課、新型コロナ予防接種課）

（2）新規及び拡充の取組に向けた改善努力と事務処理の点検等について

コロナ対策に健康推進部全体で臨む中であっても、新規の実施や拡充などが求められる事業（駆除委託事業、予防接種事業、産後ケア事業等）への取組が並行して行われていた。その際、従前の業務を見直しつつ事業者への委託を新たに導入しようとする改善努力が見られる例もあった。今後も、引き続き取り組んでいただきたい。

なお、こうした新たな取組への努力が安定的に行われるためにも、契約や文書管理に係る事務について関係規定の確認などが欠かせない。健康推進部内の庶務担当課と各課が連携し、組織的で定期的な点検等を徹底することも大切であり、その取組に努められたい。

（健康推進課、生活衛生課、保健予防課、碑文谷保健センター）

3 まとめ

各部定期監査は例年4月から6月にかけて実施しているが、3年度各部定期監査について計画を作成した時点では、2度目の緊急事態宣言が発出されていた（3年1月8日から3月21日）ことから、コロナ対策が予想される健康推進部については、実施時期を9月から10月とした。健康推進部を除く各部定期監査については前期分として6月までに監査を実施し、8月に報告を行った。なお、後期分の健康推進部の定期監査では、書類調査を9月に行っており、7月から9月にかけての、これまでにない感染者数が確認されたコロナの第5波と重なる中での実施にもなった。

今回監査した限りにおいて、その対象となった事務は、全体的には法令に適合し、正確に行われていることが確認できた。なお、一部に見られた不適切な事務処理については、健康推進部全体でミスの原因となった点を共有し、事業の展開に応じた再発

防止策を講じることで、改めてその解消に努められたい。

コロナ対応はもとより、新たな取組等を含めて様々な対応に努める健康推進部において、多忙な中で、監査の実施にご協力いただいたことに、改めて御礼を申し上げたい。

以 上